

【中国語】

致各位家长

## 第3子以降学校給食費無償化事業のお知らせ（令和7年度申請分）

关于第三个及之后的孩子学校午餐免费化计划的通知（令和7年度的申请）

この事業は、多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備することから、保護者が一定の要件を満たす場合に、小中学校に在籍する第3子以降の学校給食費を無償とする事業です。

（この事業は年度ごとの申請が必要になります。）

本項目是为了减轻多孩家庭的经济负担，创造一个可以安心抚养孩子的环境，若父母满足一定条件，则为小学和初中在读的第三个孩子及以后的孩子提供免费的学校午餐费。

（该项目每年都需要申请。）

### ◆この事業の受けられる対象の要件

#### 本項目资格要求

- ① 生計を同じにする18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）までの子のうち、年齢の高い方から数えて3番目以降の子であること。

※令和7年度は、平成19年（2007年）4月2日以降に生まれた子どもから数えて、第3子以降の子どもが対象になります。

必须是具有相同生计，从未满18岁的孩子（直到年满18岁后的第一个3月31日为止）的按年龄大的开始数第三个或之后的孩子。

※令和7年度，平成19年（2007年）4月2日之后出生的孩子开始计算，第3个孩子以及之后的孩子都有资格。

- ② 第3子以降の児童生徒が市立小中学校に在籍し、学校給食の提供を受けていること。

第三个孩子（包括第三个）之后的孩子必须在市立小学或初中就读并领取学校午餐。

- ③ 生活保護に規定する教育扶助費のうち、学校給食に係る費用を受給していないこと。

申请人未从公益性教育补助金中领取与学校伙食相关的费用。

- ④ 保護者と同一の世帯の児童生徒に学校給食費の滞納がないこと。

与家长或监护人同住的孩子不存在拖欠学校伙食费的情况

#### ○対象となる児童・生徒の例

符合目标的儿童/学生的例子

	第1子	第2子	第3子	第4子	対象となる子
例①	市立中学生	市立中学生	○市立小学生	○市立小学生	第3子、第4子
例②	高校生	市立中学生	○市立小学生		第3子
例③	大学生	高校生	私立中学生	○市立小学生	第4子
例④	私立中学生	私立中学生	私立中学生	○市立小学生	第4子
例⑤	市立中学生	市立小学生	未就学児		該当なし

### インターネットによる申請

网上申請

インターネットによる電子申請は、QRコードまたはURLより、案内に従って申請してください。通过网络电子申请请读取以下二维码或根据以下链接按说明进行申请。

URL：

<https://logoform.jp/f/gOAEc>



【QRコード】

※申請期限を超えた場合は、随時申請扱いになります。

如果超过申请截止日期，申请将按随时申请处理。

## 【中国語】

### ◆申請方法と申請期限

### ◆申请方法和申请期限

①右記のQRコードから電子申請または、「松阪市第3子以降無償化申請書兼同意書」を松阪市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入してください。対象者が複数人いる場合でも、申請書兼同意書は1枚で申請していただけます。

从右侧的二维码进行电子申请，或者从松阪市网站上下载「松阪市第3个以及之后的孩子无偿化申请书兼同意书」，并填写所需信息。如果符合对象为多人也仅需一张申请书兼同意书即可申请。

②申請書に記載した子のうち、松阪市立小中学校に在籍している子と未就学児を除いた子の有効な健康保険証または資格確認書（コピー）を申請書兼同意書裏面に貼り付けてください。

请在申请书兼同意书的反面粘贴申请表中记载的儿童中，就读于松阪市中小学，不包括学龄前儿童的有效健康保险证或资格认定书的复印件。

③申請書を申請先に提出してください。

请将申请表提交至申请处。

**申請期限 令和7年1月7日（火）から  
令和7年1月21日（火）まで**

申請期限 令和7年1月7日（星期二）开始  
令和7年1月21日（星期二）为止

### ◆申請先

### ◆申请处

- |                              |                 |
|------------------------------|-----------------|
| ○ 各小中学校                      | 各个中小学校          |
| ○ 教育委員会事務局給食管理課（TEL 61-1155） | 教育委员会事務局学校伙食管理课 |
| ○ 北部教育事務所（TEL 48-3821）       | 北部教育办公室         |
| ○ 西部教育事務所（TEL 32-2300）       | 西部教育办公室         |

### ◆随時申請

### ◆随时申请

申請期限内の申請漏れをした方や、途中に無償化の要件を新たに満たすこととなった場合は、速やかに申請書を提出ください。申請が遅れた場合、無償となる期間が短くなります。

申請日（必要書類を完備し、受付けた日）の属する月の翌月分から無償となります。

なお、申請日によっては無償化の要件を満たした場合でも、一ヶ月分の給食費は学校で登録した給食費の引落口座から引き落とされます。（給食費無償化分は後日還付します）

如果您未能在申请截止日期内提出申请，或者在申请期间出现新的达到申请要求的，请及时提交申请。如果您的申请延迟，免费期限将会缩短。

从提交申请的次月（所需文件完成并提交之日）起，开始免费。

根据申请日期，即使符合免费学校午餐的要求，也会从在学校登记的学校午餐账户中扣除一个月的学校午餐费用。（学校免费午餐费的部分将在日后退还。）

## 【中国語】

### ◆決定通知（審査）について

#### ◆关于決定通知（審査）

審査結果は3月中旬に通知します。

×切日（1月21日）後に申請し、審査が間に合わない場合は、通知が遅れる場合があります。

※審査の際に提出物が別途必要な場合は、個別にご連絡します。

※アレルギーなどで除去食の場合は、除去食として決められた実費額が無償となります。

※無償化の給食費相当分は、市が給食会計に給食費（実費額）を支払います。

審査結果将于3月中旬通知。

如果您在截止日期（1月21日）之后申请并且没有及时完成审核，通知可能会延迟。

\*如果审查时需要额外的资料，我们将单独与您联系。

\*如果您因过敏等原因而进行排除饮食，则排除饮食的实际费用将免费。

※无償化的学校午餐費用（实际費用）由市支付到学校午餐账户。

### ◆決定後、世帯の状況が変化した場合

#### ◆決定后家庭情况发生变化时

決定後、年度途中で世帯状況が変更になった場合（扶養している子の人数に変更があった場合など）は、速やかに給食管理課（61-1155）まで連絡のうえ、変更届を提出してください。

扶養している子が減った場合は、無償化の決定を取り消すことがあります。

如果您的家庭情况在通过了无偿补助后的一年内发生变化（例如，抚养子女的数量发生变化等），请立即联系学校午餐管理科（61-1155）并提交变更通知单。

如果扶养的子女人数减少，无偿补助的决定可能会被取消。

○記入例は市ホームページに記載しています。<https://www.city.matsusaka.mie.jp/>

填写案例可查看主页。

